

## さがものづくり企業販路拡大支援事業審査要領

令和2年(2020年)7月7日もの第702号

### (趣旨)

第1条 この要領は、さがものづくり企業販路拡大支援事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)及びさがものづくり企業販路拡大支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)、さがものづくり企業販路拡大支援事業公募要領(以下「公募要項」という。)に基づき、本県においてものづくりに携わる事業者等から構成される団体等から応募のあった事業計画に関し、佐賀県(以下「県」という。)が審査を行う際に必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要領において、用語の意義は、要綱及び実施要領、公募要領の規定による。

### (審査会の開催)

第3条 審査会の事務局は、県産業労働部ものづくり産業課において担うこととし、ものづくり産業課長を会長とする。

2 審査会は、会長の要請に基づき、次の事項を審査するものとする。

- (1) さがものづくり企業販路拡大支援事業の公募に応募された事業計画について、採択内定の判断を行うこと。
- (2) その他会長が必要と認めること。

### (審査の方法)

第4条 本事業における審査は、一次審査及び二次審査により実施することとし、いずれも書面にて審査会を実施する。

2 一次審査は、以下の各号について事務局において確認することとし、応募された事業計画に対して様式第1号により確認を行い、必要に応じて意見を付した上で二次審査の対象とする。

- (1) 補助対象団体の資格を確認するために、公募要領に規定した「補助事業計画書」及び「補助事業計画書兼実績報告書」「I 応募団体の概要」において記載された内容等を、提出された資料等により確認する。
- (2) 他の補助事業との重複確認をするために、公募要領に規定した「補助事業計画書」及び「補助事業計画書兼実績報告書」「I 応募者の概要」における「国若しくは地方公共団体又は民間団体等が実施する補助事業・委託事業等の交付・受託実績(過去5年以内)」及び「国若しくは地方公共団体又は民間団体等が実施する補助又は委託事業等への応募、申請状況(応募受付日時点)」欄に記載している内容を確認する。
- (3) 補助対象経費の整合性を確認するために、公募要領に規定した「補助事業計画書」「IV 資金調達内訳」及び「V 経費内訳総括」並びに「事業経費積算書」の額の整合性を確認

する。

- 3 県は、佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第5条の規定に基づき、佐賀県警察本部刑事部長に対して、応募したものづくり事業者が佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除合意書第2条第9号に規定する排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）に該当しないことを確認するとともに、排除措置対象法人等に該当することが明らかとなった場合は、判明した時点において審査の対象から除外するものとする。
- 4 二次審査は、予め県が依頼した専門家（以下「審査員」という。）により事業内容を評価することとし、以下の各号について、様式第2号により採点を行う。
  - (1) 事業内容の妥当性
  - (2) 事業実施の妥当性
  - (3) 事業計画の妥当性
  - (4) 実施の状況（要綱第6条第1項第1号に規定した申請を行った場合）
  - (5) 実現可能性（要綱第6条第1項第2号に規定した申請を行った場合）
  - (6) 事業実施の効果・波及性
  - (7) 対象事業としての妥当性
- 5 県は、前項による採点の結果を踏まえて、以下の基準により採択内定の判断を行う。

採択内定の判断の基準	
ア	総合得点率が60%以上であること。 〔総合得点率〕 = 〔採点後の各審査員の合計得点を合算した総合得点の平均得点〕 ÷ 〔満点時の点数（30点）〕 × 100
イ	様式第2号の各項目（「対象事業としての妥当性」を除く）における得点率が60%以上であること。 〔得点率〕 = 〔項目内における獲得得点〕 ÷ 〔当該項目における満点時の点数〕 × 100
ウ	様式第2号の項目「対象事業としての妥当性」において、「C」とされた項目がないこと。
採択内定の判断	
(ア)	ア及びイ、ウの基準全てを満たすこと。
(イ)	次のa及びbの全てを満たすこと。 a イにおいて、得点率が60%未満であると審査された項目の数について、審査員平均値が1未満であること。 〔審査員平均値〕 = 〔全審査員において得点率60%未満である項目の合計数〕 ÷ 〔審査員総数〕 b ウにおいて、「C」と審査した審査員がいないこと。
(ウ)	次のa及びbの全てを満たすこと。 a イにおいて、得点率が60%未満であると審査された項目の数について、審査員平均値が1未満であること。 b ウにおいて、「C」と審査した審査員が半数未満であること。

6 前項により、採択内定の対象候補となったものづくり事業者に対して、以下により順位を付す。

- (1) (ア)及び(イ)、(ウ)にグループ分け後、各グループにおいて各審査員の総合得点の合算値に基づき、仮に順位を付す。
- (2) (ア)のグループの仮順位は、そのまま正式な順位となる。
- (3) (ア)及び(イ)のグループをつなぐとき、(ア)のグループの最下位の補助対象団体の次に、(イ)のグループの最上位に仮順位を付した補助対象団体の順位を付すものとし、(ア)の最下位の補助対象団体が、(イ)のグループの最上位の補助対象団体よりも総合得点の合算値が低くなった場合においても、順位の入替えはしない。
- (4) (イ)及び(ウ)のグループをつなぐときに順位を付すときについても、前号と同様とする。
- (5) 同点の補助対象団体が発生した場合は、全審査員の採点結果を踏まえて、会長が総合的に判断する。

7 前項による結果に基づき、予算の範囲内において上位から採択内定を決定する。

(情報の公表)

第5条 事務局は、審査会委員の所属及び職位、氏名について公表しない。

2 その他の事項については、実施要領第5条の規定に従い対応する。

附則

この要領は、令和2年度(2020年度)の補助金から適用する。

様式第1号（第4条関係）

さがものづくり企業販路拡大支援事業費補助金 一次審査評価用紙

応募団体等名		事務局確認日		事務局確認者	
--------	--	--------	--	--------	--

No.	確認項目	確認の内容*	二次審査への連絡事項
1	ものづくり事業者が団体又はグループ等に1社以上含まれているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> 不明又ははない(中小企業者名及び製品等を連絡事項記載)	<b>【確認手段(提出資料並びに団体又は事業総括担当者のいずれか)】</b> <input type="checkbox"/> 提出資料 <input type="checkbox"/> 事業担当者連絡
2	過去3会計年度期間(公的機関における会計年度単位)に、国若しくは地方公共団体又は民間団体等から補助金交付及び業務委託を受けた実績はあるか(補助対象者ごと)。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし	<b>【確認手段(提出資料及び全ての補助対象担当者の両方)】</b> <input type="checkbox"/> 提出資料 <input type="checkbox"/> 補助対象担当者連絡
3	同じ展示会等への出展に関して、申請中又は応募中の補助又は委託事業等はあるか(補助対象者ごと)。	<input type="checkbox"/> ある(No.4へ) <input type="checkbox"/> なし(No.4は確認から除外)	<b>【確認手段(提出資料及び全ての補助対象担当者の両方)】</b> <input type="checkbox"/> 提出資料 <input type="checkbox"/> 補助対象担当者連絡
4	No.3において、出展しようとしている展示会等が重複している事業者名及び事業名。	<b>【確認手段(提出資料及び全ての補助対象担当者の両方)】</b> <input type="checkbox"/> 提出資料 <input type="checkbox"/> 補助対象担当者連絡	
5	補助事業計画書における「V 資金調達内訳」(又は「V 資金調達内訳実績」)及び「VI 経費内訳総括表」並びに「事業経費積算書」(又は「事業経費実績書」)の額の整合性は妥当か。	<input type="checkbox"/> 間違いなし <input type="checkbox"/> 間違いあり	<b>【確認手段(提出資料)】</b> <input type="checkbox"/> 提出資料
6	佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除合意書第2条第9号に規定する排除措置の対象となる法人等に該当しないか。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する	<b>【確認手段(佐賀県警察本部への照会)】</b> <input type="checkbox"/> 照会結果

さがものづくり企業販路拡大支援事業費補助金 二次審査評価用紙

応募団体等名		審査員名		審査日	令和 年 月 日
--------	--	------	--	-----	----------

< 1 ページ目 / 2 ページ中 >

項目	確認の内容	点数*	項目合計得点	コメント
事業内容の 妥当性	(1) 事業目的が補助事業の趣旨及び交付対象の事業に合致するか（要綱第1条及び第4条）。		<満点：6点>	
	(2) 事業の内容は適切に検討されたものであるか。			
	(3) 個々の補助対象者の業務に事業内容は適合するものであるか。			
事業実施の 妥当性	(1) 課題から実施する必要性は認められるか。		<満点：6点>	
	(2) 資金調達計画は妥当なものであるか。			
	(3) 団体、グループ等は出展しようとする展示会等の概要や目的に合致するものと認められるか。			
事業計画の 妥当性	(1) 事業の計画は適切に検討されているか。		<満点：6点>	
	(2) 計画の取組内容（具体性）は妥当か。			
	(3) 事業の規模を考慮し、過剰な事業計画（調達数、内容）となっていないか。			
実施の状況  応募時に事業が完了している計画	(1) 事業計画から目的は達成されたか。		<満点：6点>	【2ページ目に続きます】
	(2) 実施した手段は妥当か。			
	(3) 適切な経費の執行（適正量の物品調達等）となっているか。			

\*： 三段階評価（2又は1，0点）を付してください。「確認の内容」が十分満たされている場合を2点とし、不十分である場合を0点としてください。

応募事業者名		審査員名		審査日	令和 年 月 日
--------	--	------	--	-----	----------

< 2 ページ目 / 2 ページ中 >

項目	確認の内容	点数*	項目合計得点	コメント
実現可能性	(1) 事業計画から目的の達成は見込まれるか。		<満点：6点>	
応募時において事業が完了していない計画	(2) 事業計画・取組は実施可能なものであるか。			
	(3) 期間内に事業を完了することが見込まれるか（支払を含む）。			
事業実施の効果・波及性	(1) 販路拡大又は将来的な販路の開拓に資する効果が見込まれるか（得られたか）。		<満点：6点>	
応募時に事業が完了しているときは下線部を括弧内に読み替え	(2) 短期的な効果でなく、長期的に効果が見込める成果であるか（あったか）。			
	(3) 長期的な波及効果を見据えた将来展望を持って取り組んでいるか。			
対象事業としての妥当性	関係資料全体をとおして、対象事業として実施は妥当か。 <u>以下の3段階から選択し点数欄に記入してください。</u> A: 実施すべき B: 優先性は低いですが、予算の範囲内であれば実施 C: 実施すべきではない			<審査全体のコメントを含めて記入してください。>
合計得点			<満点：30点>	

\*： 三段階評価（2又は1，0点）を付してください。「確認の内容」が十分満たされている場合を2点とし、不十分である場合を0点としてください。